

学校法人新静岡学園 静岡学園中学校・高等学校へのご寄付は、寄付金控除が受けられます。

【個人の方】

所得税の寄付金控除は、所得控除の制度を確定申告の際にご利用いただけます。

《所得控除》

所得税率を寄付金額に乗じて、控除額を決定します。

$$(\text{所得金額} - \text{控除額}) \times \text{税率} = \text{税額}$$

$$\text{控除額} = (\text{特定寄付金の支出額と総所得金額等の合計額の40\%の} \\ \text{いずれか少ない方の金額} - 2,000 \text{円}) \times \text{税率}$$

【法人・企業の方】

2種類の制度で、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。

《特定公益増進法人に対する寄付金》

特定公益増進法人に対して寄付していただいた場合、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金として算入できます。

$$\text{損金算入限度額} = (\text{資本金} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$$

《受配者指定寄付金》

受配者指定寄付金制度を利用した寄付については、支出した寄付金の全額を損金に算入することができます。手続きは学校法人を通じて行います。